

大洲市無電柱化推進計画

令和5年8月

愛媛県 大洲市

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。

しかし、日本の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状の中、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条では、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域での無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）の策定を、市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく大洲市無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 大洲市における無電柱化の現状

愛媛県内においては、昭和 61 年度から国の電線類地中化計画に基づき無電柱化を推進しており、関係者の協力の下、地域の幹線道路や主要観光地へのアクセス道路において電線共同溝の整備等により無電柱化を進めてきました。

現在、大洲市内では、国土交通省が国道 56 号において、肱川橋架替事業に併せて、無電柱化の整備延長約 400mに着手し進めているところであります。

一方、大洲市では、観光拠点でもある大洲城周辺において、歴史・文化が織りなす美しい景観や大洲城の眺望等の向上と、住民や来訪者の安全を確保するため、市道大洲城山線の整備延長約 110mに着手しているところであります。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

限られた予算の中で効果的に無電柱化を実施するため、「防災」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等の観点から、無電柱化の必要な道路について優先的に無電柱化を推進する。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第 2 条)」の理念の下、市民や電線管理者等の理解、協力を得て、無電柱化により魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 防災

国道 56 号、国道 441 号等の緊急輸送道路について、道路管理者である国や県の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や重点整備地区内の道路等の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

大洲市景観計画に位置づけられた、景観の形成や観光振興に必要な道路。

歴史的町並みを有する景観計画区域内の肱南地区内において、地元関係者や道路管理者、電線管理者の理解と協力を得て無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際は、当該道路事業等の実施の状況を踏まえつつ、事業者の理解と協力を得て無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

別表1の市道大洲城山線については、2023年から2027年までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

別表1の市道大洲城山線については、2024年までに無電柱化事業の工事着手を目標とする。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、道路管理者と電線管理者が相互に調整し、必要に応じ、地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、埋設部の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の導入も検討する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路は、電線共同溝整備を優先して実施する。参画する電線管理者が1者しか存在しないなど、電線共同溝方式による整備が困難な場合は、道路管理者と電線管理者が単独地中化方式について協議するとともに、実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、相互の連携を図る。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路については、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等実施される際に、道路管理者と電線管理者は相互に連携して無電柱化を検討する。また、無電柱化を実施する場合は、円滑な無電柱化実施のため、施工時期等の調整を行う。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行なうとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう、道路管理者と電線管理者が相互に連携して実施する。

また、関係事業者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、全国の指定状況などの情報収集を行いながら、大洲市の緊急輸送道路でも実施を検討する。また、国で検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。検討にあたっては、電線管理者から意見を聴取する。

② 占用料の減額措置

無電柱化に伴い道路の地下に設置した電線等の占用料については、今後減額措置を検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる四国地区無電柱化協議会愛媛地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

無電柱化実施箇所は、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択や、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合は、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

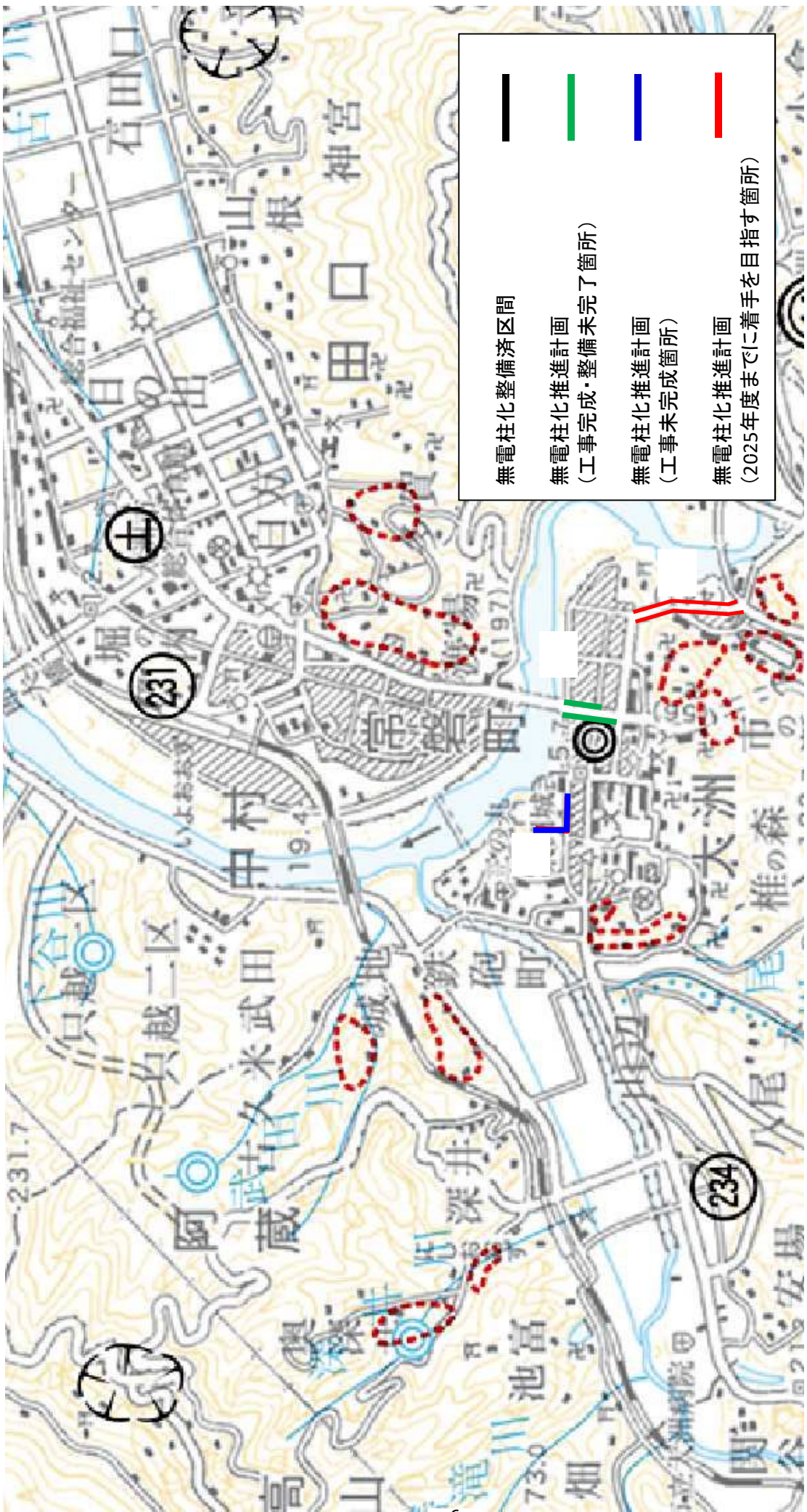
2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、大洲市の取組について、国や他の地方公共団体とも共有を図る

別表1)

番号	道路種別	路線名	道路延長 m	整備延長 m	備考
①	国道	56号	200	400	緊急輸送道路
②	国道	441号	440	880	緊急輸送道路
③	市道	大洲城山線	110	110	

大洲市無電柱化推進計画位置図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 20000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情復、第805号)